

令和3年11月9日

各学部等の長
各学内共同教育研究施設の長 殿
事務局各部長

学 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究活動に係る 考え方について（第8報）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る全国的な動きとしましては、全都道府県において令和3年9月30日付で緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されました。また、鹿児島県においても令和3年10月7日付で「鹿児島県における感染拡大の警戒基準」がステージⅡに引き下げられております。

これらの状況に鑑み、本学における研究活動については、以下の考え方にに基づき取り扱うこととなりますので、引き続き、研究活動に従事する教職員や学生の皆様におかれましてはご理解とご協力をお願いします。

○研究活動に係る考え方

文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン（改訂）」に基づき、下記のように感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究活動を実施してください。

- ・ 研究室に滞在する場合は、研究室に配置されている機器、試料・資料、実験用生物を使用するなど、研究室を利用しないと当該研究の遂行に支障が生じる場合などとし、データの整理などは自宅での作業が可能かどうか検討する等、不要不急の滞在は避ける。
- ・ 研究室においては、いわゆる3密（密閉、密集、密接）の回避等を徹底し、不要な飲食、会話は控える。
- ・ 共同研究の実施や学会などのために、教員や学生が県外に移動する場合においては、今後の感染状況を注視し、適切に対応すること。また、今後、感染の再拡大が起こった場合、特に県外、又は、県内を含む感染拡大地域（緊急事態宣言措置区域、まん延防止等重点措置区域、及び直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上の都道府県）へ移動すること、又は、同地域から関係者が来訪することについては、真にやむを得ない場合を除き、中止、延期、又はWeb会議ツールを活用するものに変更するとともに、該当する往来があった場合は、「まん延防止等重点措置解除に伴う今後の対応について（通知）第6報」（更新があった場合は更新後の通知）に基づく対応を徹底する。

なお、研究の内容は各部局や各施設により大きく異なっていることを踏まえ、活動制限に関する具体的な内容につきましては、各学部等の長や各学内共同教育研究施設等の長、あるいは各研究室の責任者の責任において、ご判断ください。

ただし、研究室関係者（教職員・研究員・学生等）に新型コロナウイルスの感染が判明した場合や、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがある人との濃厚接触が判明した場合は、ただちに研究活動を一時中断（※）してください。

※ 翌日から1週間は、部局長など管理監督者許可の下で実験用生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に一時的に入室する研究スタッフに限り研究室内への立ち入りを認め、それ以外の関係者は全員自宅での作業とします。

担 当：研究推進部研究協力課 研究協力係
内 線：3224
E-mail：kenkyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp